

移動支援事業者の皆様

世田谷区障害福祉担当部  
障害施策推進課長 片桐 誠

### 移動支援事業の一部運用変更について

日ごろより、障害福祉サービスにご尽力いただきありがとうございます。

このたび、移動支援事業の運用を一部変更することとしましたので、お知らせいたします。変更内容につきましては、下記をご参照ください。

記

#### 1 変更内容

##### プール施設での介助について

**現 行** 脱衣場やプールサイド等での介助のみが算定対象であり、ヘルパーが水の中に入って行う支援は算定対象外となっています。



**変更後** 平成28年7月1日以降、ヘルパーが水の中に入るかどうかを問わず移動支援サービスの提供を算定対象とします。ただし、実施される場合は、安全性確保等の観点から以下の留意事項について十分ご理解の上、行ってください。

#### 2 留意事項

- (1) プール施設等管理者がいる場所については、原則として算定対象外ですが、利用施設の管理者側において障害者への合理的配慮が行われておらず、ヘルパーが移動支援事業の対象となる支援を行った場合は算定対象となります。
- (2) プール内での「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為は算定対象外ですが、身体介護や危険回避のために必要な支援については、算定対象となります。
- (3) プール施設での支援に先立ち、利用者の体調変化、水難事故等の緊急時の対応について利用者（保護者）と十分協議し、対応や責任に係る事項を書面で取り交わした上で、サービス提供してください。
- (4) サービス提供の都度、必ず利用者の体調等の確認を行い、事故等の未然防止に努めてください。
- (5) ヘルパーの普通救命講習の受講など、安全管理体制の向上に努めてください。
- (6) 保護者の同伴が利用条件となっている施設でサービス提供する場合は、保護者に代わってヘルパーが同伴することについて保護者及び施設の了解を得てください。

#### 【問い合わせ先】

世田谷区 障害福祉担当部 障害施策推進課 事業担当  
電 話 : ( 5 4 3 2 ) 2 4 1 4 ~ 5  
F A X : ( 5 4 3 2 ) 3 0 2 1